令和２年度　「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見募集結果一覧

管理番号	要望事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	回　答
1	公共サービス改革基本方針に関する事項	独立行政法人日本政府観光局が実施していた全国通訳案内士試験は現在民間委託されている。 その他の国家試験に関する業務についても民間委託が可能ではないか。		「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）においては、公共サービスの実施を民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行うことを基本理念とし、法に基づく入札の実施に当たっては、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫が適切に反映されることで、公共サービスの質の維持向上と経費削減を図ることを目的としており、その方法として官民競争入札及び民間競争入札（いわゆる市場化テスト）の実施を促しております。 国家試験に関する業務においても、上記の基本理念等に基づき、法に基づく入札の実施を促すようにしてまいります。
2	公共サービス改革基本方針に関する事項	民間事業者はスピード感を持って仕事をしており、民間事業者を活用する方針は継続されたい。		「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）の基本理念にのっとり、公共サービスに関し見直しを行い、市場化テストの対象とする公共サービスを適切に選定するほか、民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるとともに、当該公共サービスの適正かつ確実な実施が確保されるよう、入札関係資料に当たる実施要項の審査を行っております。 今後とも法に基づく入札の実施に当たっては、御指摘いただきました点に留意して、入札関係資料の審査等を行ってまいります。
3	公共サービス改革基本方針に関する事項	官が担うべき業務、民間に任せる業務の線引きをしっかりとするべき。事業を民間に任せることを目的化するのではなく、民間に任せる意味をしっかりと確認し、民間に任せてはいけないもの・行政が責任を果たすべきことをそれぞれ整理されたい。		「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）においては、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの実施を民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から、公共サービスの全般について不断の見直しを行うことを基本理念とし、法に基づく入札の実施に当たっては、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫が適切に反映されることで、公共サービスの質の維持向上と経費削減を図ることを目的としており、その方法として官民競争入札及び民間競争入札（いわゆる市場化テスト）の実施を促しております。 上記の基本理念等に基づき、御指摘いただきました点に留意して、市場化テストの実施を促してまいります。
4	公共サービス改革基本方針に関する事項	地域の人々に公共的なものを任せることで（例：学童保育等）「自分たちの町の子どもは自分たちで引き受ける」という自治意識が高まり、行政に頼るという意識が薄くなる。これが本来の「官から民へ」であることを理解されたい。「行政が関わらないと信用できない」という「官依存」のスタンスではこの先コストが下がることはない。		民間が担うことができる公共サービスの実施においては民間に委ねるという観点から、民間事業者はその創意と工夫を生かしつつ、業務の公共性を踏まえてこれを適正かつ確実に実施するとともに、当該公共サービスに対する国民の信頼を確保するように努めなければならないとされています。 国の行政機関等は、民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行ってまいります。 なお、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）により、国の行政機関は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努めてまいります。
5	公共サービス改革基本方針に関する事項	現在の市場化テストはマーケットソリューションの意味合いが強い。高度成長期の時代のような利益を分配する時代であれば、それも良いかもしれない。しかし、不利益をみんなで分配し、負担し合っていかなければいけない現代ではコミュニティソリューションに着目し、その観点から解決策を講じられたい。		「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づく入札の実施に当たっては、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることで、公共サービスの質の維持向上と経費削減を図ることを基本理念として、入札関係資料に当たる実施要項の審査を行っております。具体的には、民間事業者からの業務に対する改善提案を積極的に受け入れ、価格の競争のみに偏らないような仕組みを促しております。 今後とも、上記の基本理念を実現できるように、入札関係資料の審査等を行ってまいります。

管理番号	要望事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	回　答
6	公共サービス改革基本方針に関する事項	競争すれば、競争性が働いて良いものが安く提供されるというのは従来の経済原理ではあるが、商道徳の崩壊などが問題になる、競争原理が機能しないことが増えている現在では、「安かろう悪かろう」というように、質が下がることもある。民間の責任意識を育成する中でこそ、本来の意味での民間への移行を検討されたい。上記のためには、民間同士の牽制や民間の関係者同士で評価させる仕組みを作ることが必要で、行政が下手に介入しないような仕組みを作ることがうまく民間の活力を機能させることとなる。		「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づく入札の実施に当たっては、単なる価格の競争のみならず、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることで、公共サービスの質の維持向上と経費削減を図ることを基本理念として、入札関係資料に当たる実施要項の審査を行っております。さらに公共サービスの実施状況を踏まえ、対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標について達成しているか、実施体制及び実施方法について改善すべきところはないか、また、民間事業者の創意と工夫が発揮され、質の維持向上の点で具体的な効果を上げているか、事業の評価を行い、その結果を公表しております。 民間事業者の創意と工夫および必要かつ適切な監督を通じて、上記の基本理念を実現できるように努めてまいります。
7	公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置	全国的には民間委託が進んでいる事業もあるが、同じ事業であっても地方によっては、全く進んでいない現状がある。 「トップランナー方式」によるインセンティブもあるが、もっと分かりやすい地方にとってのメリットを考えていただきたい。		民間委託について、地方公共団体の自主性および自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組みを可能とする環境の整備に努めてまいります。
8	公共サービス改革基本方針に関する事項	「政策立案業務」、「許認可業務」など行政職員が担うべき業務以外は、全て民間事業者が行うことが可能と考える。 民間委託により、「住民サービスの維持・向上」、「事務事業の効率化」、「人員配置の適正化」など効果が絶大である。 入札等により競争原理を働かせ、将来的にも飛躍させることが可能である。		「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）においては、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行うことを基本理念とし、法に基づく入札の実施に当たっては、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映されることで、公共サービスの質の維持向上と経費削減を図ることを目的としており、その方法として官民競争入札及び民間競争入札（いわゆる市場化テスト）の実施を促しております。 今後とも、上記の基本理念等に基づき、御指摘の点を踏まえて、法に基づく入札の実施を促すようにしてまいります。
9	ビルメンテナンス業務に伴う予算措置について	最近の市場化テストの結果を会員より聞くと3年から5年契約をしていますが、複数年契約に伴う予算が最近の人手不足に見合う予算上の積算がされておらず、入札不調、契約途中でのコンソーシアムからの脱退等が見受けられます。私共ビルメンテナンス業は国も認めるエッセンシャルワーカーとして新型コロナウイルス感染症対応にあたっております。 当業界の有効求人倍率は他の職種に比べて高く、他業種を上回る時給設定が必要です。その為、契約期間中の人件費の上昇を勘案した予算措置を関係省庁に通達するようにお願い致します。		「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づく入札の実施に当たっては、複数年度契約にすることにより、質の維持向上及び経費の削減が見込まれる場合には、可能な限り複数年度化を促すようにしており、それに伴う予算措置は各実施府省において行われているところです。 各実施府省が、法に基づき、複数年度事業を適切に実施していくよう促してまいります。

管理番号	要望事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	回　答
10	中央省庁から地方公共団体に委託している統計調査事務（法定受託事務）の市場化促進	中央省庁が担当する統計調査事務に関しては、民間事業者の活用が推進され、年々拡大されているものの、中央省庁から地方公共団体に委託している統計調査事務 の市場化 は ほとんど手が付けられていない 。 コロナ禍の状況から、地方公共団体の職員の事務量が増えていることや統計調査員の確保が困難な状況であることなど、人的リソースが不足し ている状況を鑑みると地方公共団体の統計事務をアウトソーシングに踏み切る時期に来ていると考えられる。また、東京オリンピックや 大阪万博の開催により、更に人的リソースが不足することも考えられ、早急に市場化の検討を進めていく必要があると考えられる。 なお、中央省庁の統計調査事務では、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に沿った民間事業者の活用により、民間の創意工夫を取り入れ、業務の効率化やコストの適正化、統計精度の維持・向上が進められている。地方公共団体の統計調査事務においても、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に沿った民間事業者の活用を推進することで、不足している人的リソースの確保と、民間事業者の創意工夫 による業務の効率化、コストの適正化、統計精度の維持・向上などの効果が期待される。		「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年３月31日各府省統計主幹課長等会議申合せ。平成31年４月26日最終改正。）においては、「法定受託事務として、地方公共団体に実査等を委託している統計調査については、民間事業者の受託可能性等を踏まえ、現行の法定受託事務の枠組みを基本として地域単位での民間事業者の活用の可能性を検討する。」とされており、各地方公共団体が取り巻く状況に応じて、民間事業者の受託可能性を判断することになります。 引き続き、統計調査事務の民間委託について、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体からの要望があれば、必要に応じ環境の整備を図ってまいりたいと考えております。
11	公共サービス改革基本方針に関する事項	情報はなるべくオープンにしていただき、民間に切り出すことができるものについては、どんどん切り出されたい。		「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）においては、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの実施を民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から、公共サービスの全般について不断の見直しを行うことを基本理念とし、法に基づく入札の実施に当たっては、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映されることで、公共サービスの質の維持向上と経費削減を図ることを目的としており、その方法として官民競争入札及び民間競争入札（いわゆる市場化テスト）の実施を促しております。 競争の導入による公共サービスの改革を行う際に定める「公共サービス改革基本方針」の策定に当たっては、毎年度の見直しにおいて広く民間からの意見を聴取することとしており、また、法に基づく入札を実施するに当たって作成する実施要項には、対象公共サービスの詳細な内容及び確保されるべき質など対象公共サービスを担うこととなった者が遵守すべき重要事項を定めるとともに、民間事業者等による良質な提案を促すために、事前に公表する入札に関する募集情報を網羅的に記載しております。 今後とも、上記の基本理念等に基づき、御指摘いただきました点に留意して、市場化テストの実施を促してまいります。